

# 令和 8 年度 飲料用自動販売機設置事業者募集要項

令和 8 年 1 月

公益財団法人福岡市スポーツ協会

## 目次

|                  |     |
|------------------|-----|
| 1. 公募物件          | P.1 |
| 2. 応募資格要件        | P.2 |
| 3. 自動販売機の設置条件等   | P.3 |
| 4. 自動販売機公募の流れ    | P.4 |
| 5. 募集要項に関する質問の受付 | P.4 |
| 6. 応募手続          | P.5 |
| 7. 設置予定事業者の決定等   | P.6 |
| 8. 設置予定事業者の決定の取消 | P.6 |
| 9. その他           | P.7 |
| 10. お問合せ先等       | P.7 |

## 別紙

- ・別紙 1　自動販売機公募の流れ

## 応募書類様式

- ・様式 1 号　誓約書
- ・様式 2 号　自動販売機売上手数料率提案書
- ・様式 3 号　暴力団排除に関する誓約書
- ・様式 4 号　役員名簿
- ・様式 5 号　自動販売機設置体制説明書
- ・様式 6 号　質問書

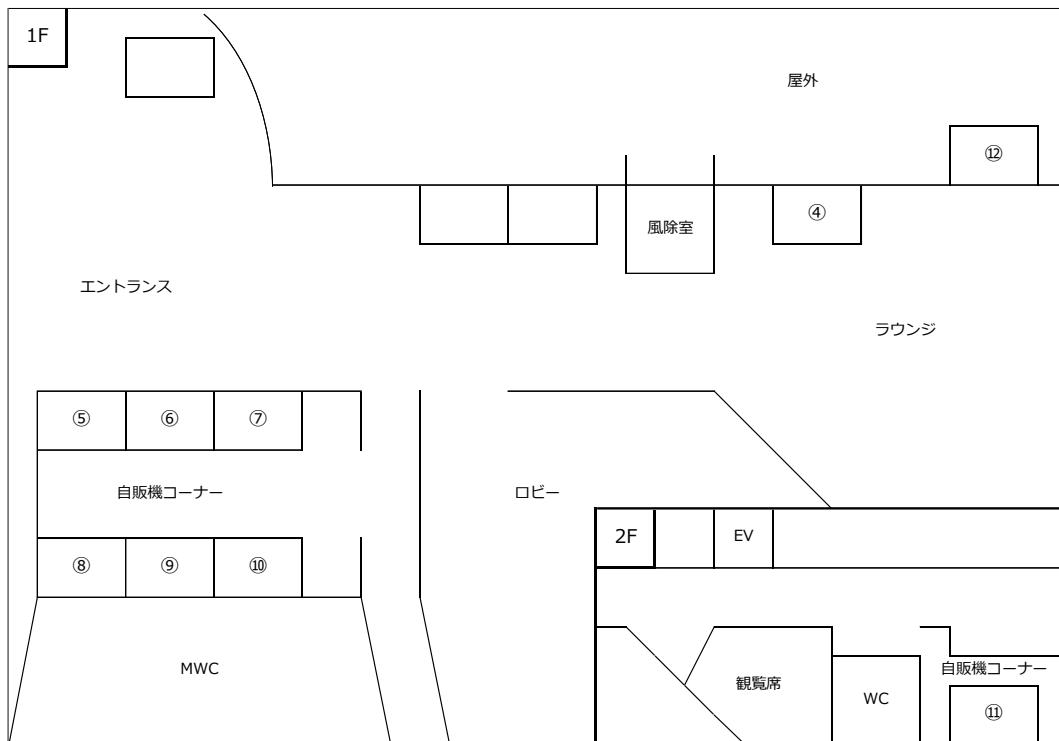
## 令和 8 年度 飲料用自動販売機設置事業者募集要項

### 1. 公募物件

#### (1) 物件一覧

| 施設名  | 総合西市民プール   |               |   |
|------|--|---------------|---|
| 所在地  | 福岡市西区西の丘 1 丁目 4 番 1 号  |               |   |
| 電話番号 | 092-885-0124   |               |   |
| 参考   | ○令和 6 年度年間利用者数：約 204,000 人<br>○令和 6 年度売上実績（飲料水 9 台）：約 2,190,000 円<br>※将来の売上を保証するものではありません。 |               |   |
| 物件番号 | 設置場所   | スペース（幅×奥行）    | 個別条件  |
| 4    | 1 階ラウンジ  | 1,200mm×800mm | <input type="radio"/> 電気子メーター不要<br><input type="radio"/> 空き容器入要 |
| 5    | 1 階自販機コーナー   | 1,100mm×800mm | <input type="radio"/> 電気子メーター不要<br><input type="radio"/> 空き容器入要 |
| 6    | 1 階自販機コーナー   | 1,100mm×800mm | <input type="radio"/> 電気子メーター不要<br><input type="radio"/> 空き容器入要 |
| 7    | 1 階自販機コーナー   | 1,100mm×800mm | <input type="radio"/> 電気子メーター不要<br><input type="radio"/> 空き容器入要 |
| 8    | 1 階自販機コーナー   | 1,100mm×800mm | <input type="radio"/> 電気子メーター不要<br><input type="radio"/> 空き容器入要 |
| 9    | 1 階自販機コーナー   | 1,200mm×800mm | <input type="radio"/> 電気子メーター不要<br><input type="radio"/> 空き容器入要 |
| 10   | 1 階自販機コーナー   | 1,200mm×800mm | <input type="radio"/> 電気子メーター不要<br><input type="radio"/> 空き容器入要 |
| 11   | 2 階自販機コーナー   | 1,200mm×800mm | <input type="radio"/> 電気子メーター不要<br><input type="radio"/> 空き容器入要 |
| 12   | 屋外   | 1,200mm×800mm | <input type="radio"/> 電気子メーター不要<br><input type="radio"/> 空き容器入要 |

## (2) 物件配置図面



## (3) 注意事項

- ① 「(1) 物件一覧」のスペースは、空き容器入れのスペースを含まない。
- ②掲載図面は、物件概要を把握するための参考資料であるため、現地の現況については必ず応募者自身で調査・確認をしたうえで、申し込むこと。
- ③現地調査の際は、事前に施設所長へ連絡のうえ来館すること。

## 2. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り応募することができる。

- ①成年被後見人および被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- ②福岡市税の滞納がないこと。
- ③自動販売機の設置業務について、3年以上の実績を有している者であること。
- ④法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、設置申請時に許認可等の免許を有する見込みがあること。(該当の場合のみ)
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団または暴力的集団の構成員(以下「暴力団員」という。)ではないこと。
- ⑥福岡市暴力団排除条例第2条(平成22年条例第30号)に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑦公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体または公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者ではないこと。

⑧福岡市スポーツ協会（以下「当協会」）が実施した自動販売機設置事業者の公募において、価格提案後もしくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、使用許可の取消をされてから2年を経過しない者でないこと。

### 3. 自動販売機の設置条件等

#### （1）使用形態など

##### ①設置事業者の施設使用形態

自動販売機設置場所として使用する部分は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産目的外使用許可（以下、「使用許可」という。）を受ける必要があるため、当協会が申請のうえ許可を受ける。

※設置予定事業者の申請および使用料の支払いは不要。

##### ②設置期間

設置期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間を原則とする。なお、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと当協会が判断した場合は、当初の公募条件を変更しないことを前提として、当初契約の日から5年を超えない範囲で更新することができる。

##### ③売上手数料

自動販売機の毎月の売上の合計額（税込）に対し、応募時に提案した売上手数料率を乗じた金額とする。なお、売上手数料率は20%以上する。

##### ④売上手数料の納付

確定した売上手数料は、翌月末までに当協会口座に振り込むこと。

##### ⑤光熱水費

光熱水費（電気料金）は、設置事業者の負担とし、月額2,000円（税込）を「③売上手数料」と併せて翌月末までに当協会口座に振り込むこと。

##### ⑥その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の経費は設置事業者の負担とする。

#### （2）使用上の制限

##### ①設置に関する条件を遵守し、売上手数料等の費用を期限内に確実に振り込むこと。

②法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、設置期間中、継続的に効力を有する必要がある。

③自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡または転貸することはできない。

④販売品の搬入、廃棄物の搬出時間および経路については、当協会および施設の指示に従うこと。

⑤省エネタイプの機種の自動販売機を設置すること。

- ⑥災害対応の自動販売機を設置すること。
- ⑦缶又はペットボトルなどの飲料空容器のリサイクル等に積極的に取り組むこと。
- ⑧販売品目は、缶またはペットボトルなど密閉式の容器入り飲料品（乳飲料を含む。）とします。
- ⑨酒類の販売を行うことはできません。
- ⑩標準小売価格を上回る価格で販売することはできません。
- ⑪販売商品と直接関係ない広告の掲示を行うことはできません。

### （3）維持管理責任

- ①商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。  
また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫管理・補充を適切に行うこと。
- ②自動販売機に併設して空き容器の回収ボックスを常時使用可能な状態で設置し、設置事業者の責任で適切に回収・処分を行うこと。
- ③衛生管理および感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ④自動販売機を設置するにあたっては、据付面の状態を十分に確認したうえで転倒などの事故が発生しないよう安全に設置すること。
- ⑤自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、緊急時の連絡先を自動販売機本体前面のわかりやすい場所にはっきりと掲示すること。
- ⑥自動販売機の設置にあたっては、当協会および施設と緊密な連携をとり、施設利用者等の利便を損なうことがないよう留意すること。

### （4）売上金額の報告

設置した自動販売機の 1 カ月間の売上本数・売上金額・売上手数料を売上報告書により、翌月 10 日までに当協会総務課宛に報告すること。

## 4. 自動販売機公募の流れ

別紙 1 「自動販売機公募の流れ」参照

## 5. 募集要項に関する質問の受付

### （1）受付期間

令和 8 年 1 月 5 日（月）～令和 8 年 1 月 13 日（火）

### （2）質問の受付方法

質問書（様式 6 号）に記入のうえ、電子メールに添付して送付する。なお、電子メール

の件名には、「自動販売機募集要項に関する質問【貴社名】」と記載すること。

(3) 送付先

公益財団法人福岡市スポーツ協会 総務課 自動販売機担当宛  
[somu@sports-fukuokacity.or.jp](mailto:somu@sports-fukuokacity.or.jp)

(4) 回答方法

令和8年1月16日（金）に質問者宛に直接回答する。

## 6. 応募手続

(1) 受付期間

令和8年1月5日（月）～令和8年1月31日（土）《必着》

(2) 応募方法

郵便局による一般書留、簡易書留またはレターパックプラス（レターパックライトは不可）など、配達記録が残るような方法により行うこと。

(3) 応募先

〒819-0005 福岡市西区内浜1丁目5-1  
公益財団法人福岡市スポーツ協会 総務課 自動販売機担当宛

(4) 応募書類

- ①誓約書（様式1号）
- ②自動販売機売上手数料率提案書（様式2号）
- ③暴力団排除に関する誓約書（様式3号）
- ④役員名簿（様式4号）
- ⑤自動販売機設置体制説明書（様式5号）
- ⑥設置予定の自動販売機のカタログ（寸法、消費電力のわかるもの）
- ⑦自動販売機の販売商品調書（商品名、容器分類、容量、販売価格のわかるもの）
- ⑧法令等の規定により販売について許認可を必要とする場合は、許認可申請中である旨を証する書面（該当がない場合は不要）
- ⑨登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※提出日前3か月以内発行の原本  
【個人】住民票の写し
- ⑩納税証明書（法人税、消費税、地方消費税及び市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書）※提出日前3か月以内発行の原本
- ⑪事業概要書類

【法人】会社概要

【個人】創業日、事業内容、実績等のわかるもの

## 7. 設置予定事業者の決定等

### (1) 申込書類の審査

提出された申込書類の審査を行い、条件を満たしている者を設置予定事業者の選定対象とする。なお、次のいずれかに該当する申込は、無効とする。

- ①当協会が設定する売上手数料率を下回る内容での申込
- ②応募資格のない者による申込
- ③指定の日時を過ぎた申込
- ④応募資格者の記名押印がないもの
- ⑤提案売上手数料率又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの
- ⑥提案売上手数料率の訂正、削除、挿入等のある申込
- ⑦その他、不正な手段による申込

### (2) 設置予定事業者の決定

当協会が設定する最低売上手数料率 20%以上で、最も高い手数料率を提案した者を設置予定事業者とする。ただし、応募者がいなかった場合は、当協会が設置予定業者を任意で選定できるものとする。この場合において、設置にかかる仕様等は本募集と同様のものとし、売上手数料率は、設置者と協議のうえ決定するものとする。なお、最高売上手数料率となる同率の売上手数料率提案をした者が二者以上ある場合は、当該申込者立会の下、くじによる選定となるため、その際は、当該申込者に電話連絡を行う。

### (3) 審査結果の公表等

設置予定事業者の決定は、令和8年2月中旬頃（予定）に、申込者それぞれに結果を通知することとする。また、公益財団法人福岡市スポーツ協会ホームページに、決定売上手数料率および設置予定事業者の法人・個人の区分を掲載する。

## 8. 設置予定事業者の決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、全ての物件における設置予定事業者としての決定を取り消すこととする。

- ①正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続に応じなかった場合
- ②設置予定事業者が申込資格要件を失った場合
- ③その他設置予定事業者が本件の相手方として不適当と認められる場合

上記の取消の場合は次点の者を決定事業者とし、次点の者の提案額を決定金額とする。

## 9. その他

- ①本募集要項に定めるもの外、地方自治法、地方自治法施行令、福岡市行政財産使用料条例、福岡市公有財産規則、その他関係法令等の定めるところによる。
- ②本募集要項に関する問合せ先は次のとおり。

## 10. お問合せ先等

〒819-0005 福岡市西区内浜1丁目5-1  
公益財団法人福岡市スポーツ協会 総務課 自動販売機担当  
電話 092-407-8380